



令和8年9月24日
海事局安全政策課
海事局検査測度課

メタノール又はエタノールを燃料とする船舶の安全基準の改訂案に合意

～国際海事機関（IMO）第12回貨物運送小委員会（CCC 12）の開催結果概要～

令和8年9月14日から18日まで、英国ロンドンの国際海事機関（IMO）本部において、第12回貨物運送小委員会（CCC 12）が開催されました。今次会合では、メタノール又はエタノールを燃料とする船舶の安全基準の改訂案に合意したほか、船上二酸化炭素回収・貯蔵システム（OCCS）の安全基準の策定に向けた検討が開始されました。

1. メタノール又はエタノールを燃料とする船舶の安全基準の改訂

国際海運分野の脱炭素化に向けた選択肢の一つとして、メタノール又はエタノールを燃料とする船舶の実用化が世界的に進展しています※。これらの燃料を使用する船舶の安全を確保する国際基準として、2020年に「メタノール・エタノール燃料船暫定安全ガイドライン」が策定され、その後の技術的知見の蓄積を踏まえて改訂の検討が進められてきました。

※ メタノール・エタノールは燃焼時にCO₂を発生させますが、合成燃料やバイオ燃料に移行した際に持続可能な燃料となることが期待されています。

今次会合では、新たに「乗組員の保護」に関する章を追加し、全18章から成る改訂ガイドライン案に合意しました。我が国は、船上の燃料補給場所に関する漏えい検知・換気要件の強化及び配置要件の明確化、燃料タンクの配置要件及び燃料調整室の換気要件の合理化等について具体的な提案を行い、安全性の向上と合理的な規制の両立の観点から議論に貢献した結果、我が国の提案の多くが改訂案に反映されました。

本改訂案は、2027年6月に開催予定の第113回海上安全委員会（MSC 113）において承認される見込みです。

2. 船上二酸化炭素回収・貯蔵システム（OCCS）の安全基準の策定

国際海運からの温室効果ガス（GHG）排出削減を支援する枠組みづくりの一環として、船舶から排出される二酸化炭素（CO₂）を回収・貯蔵する「船上二酸化炭素回収・貯蔵システム」（OCCS）の安全基準の策定について、今次会合から検討が開始されました。審議の結果、目標指向型・技術中立を基本とするガイドラインを策定する方針で合意し、今後、通信部会を設置して詳細な検討を進めることとなりました。

上記事項の詳細及びその他の審議事項については、別紙をご参照ください。

問い合わせ先

（上記事項及び別紙1～2. 関係）海事局安全政策課 足立
TEL：03-5253-8111（内線43-562）、03-5253-8631（直通）
（別紙3～4. 関係）海事局検査測度課 金子、武村
TEL：03-5253-8111（内線44-128、44-175）、03-5253-8639（直通）



国際海事機関（IMO）第12回貨物運送小委員会（CCC 12）の主な結果概要

1. メタノール又はエタノールを燃料とする船舶の安全基準の改訂

国際海運分野の脱炭素化に向けた選択肢の一つとして、メタノール又はエタノールを燃料とする船舶の実用化が世界的に進展しています。これらの燃料を使用する船舶の安全を確保する国際基準として、2020年に「メタノール・エタノール燃料船暫定安全ガイドライン」が策定され、その後の技術的知見の蓄積を踏まえて改訂の検討が進められてきました。

今次会合では、通信部会が取りまとめた改訂案を基に審議が行われ、新たに「乗組員の保護」に関する章を追加し、全18章から成る改訂ガイドライン案が最終化されました。改訂に当たっては、技術的知見の蓄積を踏まえた包括的な見直しが行われ、将来的な強制基準化（義務化）も見据えた内容となっています。

我が国は、船上の燃料補給場所（バンカリングステーション）に関する漏えい検知・換気要件の強化及び配置要件の明確化、燃料タンクの配置要件及び燃料調整室の換気要件の合理化等について具体的な提案を行い、安全性の向上と合理的な規制の両立の観点から議論に貢献しました。その結果、我が国の提案の多くが改訂案に反映されました。

本改訂案は、2027年6月に開催予定の第113回海上安全委員会（MSC 113）において承認される見込みです。

今次会合での主な決定事項

- 燃料タンクやバンカリングステーションをはじめとする燃料設備に関する要件を見直し、燃料の漏えい・火災・爆発のリスクを低減するための安全対策を拡充したこと。
- アルコール燃料は炎が見えにくいといった特有の性質があることを踏まえ、防火構造や火災の検知・消火に関する設備の要件を拡充し、火災の発生防止と早期対応に関する規定を充実させたこと。
- 新設した「乗組員の保護」に関する章（第18章）において、メタノール又はエタノールへのばく露が乗組員の健康に及ぼす短期的・長期的な影響を考慮し、通常の作業時及び緊急時に必要な保護具の備付け等を求めることとしたこと。
- メタノールとエタノールでは毒性の程度が異なることを踏まえ、特に毒性の高いメタノールについて、その蒸気を検知する設備や安全管理に関する要件を新たに整備し、乗組員のばく露リスクへの対応を強化したこと。その際、これらの要件を乗組員が立ち入る区域に重点的に適用することで、リスクの実態に即した合理的な安全基準としたこと。

2. 船上二酸化炭素回収・貯蔵システム（OCCS）の安全基準の策定

船上二酸化炭素回収・貯蔵システム（OCCS）は、船舶の排ガスに含まれる二酸化炭素（CO₂）を船上の装置で回収し、圧縮・液化して船内のタンクに貯蔵した上で、陸上等へ引き渡して貯留・利用する技術です。既存船を含めてCO₂排出を削減できることから、代替燃料への転換と併せて脱炭素化を進める現実的な手段として注目されています。

OCCSの安全基準の策定は、新技術や代替燃料を使用する船舶からのGHG排出削減を支援するIMOの取組の一環です。MSC 107（2023年5月）で開始されたこの取組の中で、OCCSはMSC 110（2025年6月）で優先度の高い作業と位置付けられ、今次会合から検討が始まりました。

今次会合では、国際船級協会連合（IACS）等が提出した暫定ガイドライン案等を基に審議し、目標指向型・技術中立を基本とする方針で合意しました。多様なCO₂回収技術の発展を見据え、特定の技術に偏らず将来の進展に対応しやすい枠組みを目指すものです。今後は通信部会を設置し、具体的な暫定ガイドライン案の更なる検討を進めます。我が国は、この方向性を支持し議論に貢献しました。

3. 国際海上危険物規程（IMDGコード）の改正

容器に収納された個品の危険物の海上運送については、IMDGコードに基づき安全規制が行われています。

今次会合では、規制対象外となっている一定容量以下の小型リチウムイオン電池について、コンテナに積載して一度に大量輸送する際、危険物輸送書類の提出等を求める規制を導入するという提案が審議されました。

審議においては、多くの加盟国及び関係機関から、本提案の検討を進めることについて支持が示されました。我が国からは、今後、検討を適切に進めるため、提案の背景となった火災事故について更なる情報の分析が必要である旨指摘しました。

審議の結果、本件は第46回編集・技術グループ（E&T 46）に付託され、引き続き技術的な検討を行うこととなりました。また、検討に必要な情報について、各国及び関係機関からE&T 46へ提出するよう要請がなされました。

4. コンテナ船用ラッシングソフトウェアの暫定性能基準の策定

国際航海に従事するコンテナ船等については、SOLAS条約附属書第VI章等に基づき、貨物の積付け・固定の方法を定めた貨物固定マニュアルの作成が義務づけられています。

近年、コンテナ船においては、貨物固定マニュアルによる確認に加え、コンテナや固定装置にかかる荷重を自動的に計算し、適切な積付け・固定が行われているかを確認する「ラッシングソフトウェア」の使用が広がっています。これを受け、CCC 10（2024年9月）以降、その性能基準案の審議を進めてきました。

今次会合では、コンテナ船に係るラッシングソフトウェアの暫定性能基準案が最終化され、「貨物固定マニュアル作成のためのガイドライン」の附録として取り込まれることとなりました。今後、MSC 113に承認のため上程される予定です。

ラッシングソフトウェアの性能基準が国際的に統一されることにより、コンテナのより安全な積付け・固定や、海上でのコンテナの落下・流出の防止が期待されます。